

[事案 2024-339] 特約満了返還金支払請求

・令和7年11月28日 裁定終了

<事案の概要>

特約満了に伴う返還金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成元年5月に契約した終身保険について、以下の理由により、特約満了に伴う返還金と遅延損害金を支払ってほしい。

- (1) 特約の継続や満了に係る案内や説明を受けたことはなく、特約満了に伴う返還金という存在は知らなかった。保険会社から送付されてきた書類についてはある程度保管しているが、返還金についてのお知らせは一通もない。令和5年に本契約の年金受取りについて問い合わせた際、返還金というものがあることを知った。
- (2) 金銭の授受については領収書があるのが通例であって、それを示すことができなければ受取の事実はないとみなされるはずであるから、返還金が何年何月何日にどこの金融機関で払い出されたかを保険会社が示さない限り受け取ったことにはならない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 特約保険期間満了に伴う返還金の送金は、振替口座からの払出方法の一つである、払出証書が発行される「現金払」によって行った。払出証書は、発行日から5年間払い出し等がなされない場合は当社振替口座に自動的に戻入れとなるが、申立人に送付した払出証書については戻入れがない。したがって、当社としては、本件返還金については申立人において払出証書をもって換金済であると判断している。
- (2) 申立人が換金した日時および場所について案内できないことは、払出を請け負う金融機関での調査可能期間を経過していることが理由である。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張する事実等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。